

多摩地域中間処理業者立入調査について

多摩環境事務所廃棄物対策課規制指導係では、平成15年8月から3月まで多摩地域に所在する中間処理業者の立入調査を行いました。この結果について概要を報告します。

立入調査を行った経緯

多摩環境事務所に廃棄物対策課が設置されてから2年、毎日1～2班を組みパトロールを実施し、野焼きや野積みの撲滅、保管積み替え施設、中間処理施設の保管状態、処理状況の指導など、常に現場を重視し指導を行ってきました。この結果、多摩地域における不適正な処理についてある程度改善がされてきたと考えています。3年目を迎えた15年度は、現場重視の指導を継続し、かつ、中間処理業者が法律に定められた書類についてどの程度履行されているか確認・指導することを方針として決めました。

立入調査結果の概要

多摩地域に所在する中間処理業者は、87社99事業所（16年2月現在）あります。そのうち、許可後間もない業者、日程調整のつかない業者を除き、3月末までに78社を立入調査しました。今回の主な目的は、中間処理業者として当然備えているべき契約書、マニフェストの写し、帳簿等の書類を確認し、必要な改善の指導を行うことです。

立入調査の結果、主に次の3点の指導事項がありました。

契約書の不備

契約書については、処理料金が記入されていないものが多数ありました。また、最終処分先の記載がないもの、古い契約を自動更新で使い続けて法律で定められた項目が記載されていないものなどがありました。中間処理後の搬入先との契約を書面にて締結していないという例もありました。

マニフェストの不備

マニフェストについては、交付年月日、交付担当者が未記入のものが多数見受けられました。許可業者には、不交付や未記入欄の記入を指導する義務もありますので、不備のマニフェストで産業廃棄物を受け入れることは、法第14条の3第1項の「助け」となる場合もありますので改める必要があります。

許可業者が備えるべき帳簿の不備

立入調査に入り、帳簿を見せて下さいと言って顧客との金銭出納簿等を出してきたという笑い話のような例もありましたが、単なる搬出入の記録簿、運転管理簿という法に定められた項目が記載されていない不備なものが多くありました。帳簿の確認は、当係の指導の中でははじめてということもあり、法定項目を網羅し二次マニフェストとの連携を確認できる帳簿を備えている業者は数えるほどでした。

今回の立入指導で、指摘した内容の重要度などから、文書指導（今回は「指示書」）を行った業者数は16社ありました。

今後の指導について

今後、フォローアップの立ち入りと並行して、未立ち入りの業者についても立入調査を行い、適正化を図っていく予定です。また、今回の立入調査や今までの指導を踏まえ、「許可を得ず事業範囲を変更」や、「事業者の許可を得ず再委託」、「業務の繁忙を理由に事業者から再委託の承諾をあらかじめ取っている」などの違反行為については、行政処分を視野に入れて指導を行っていきます。

立入調査雑感

今回の立入調査は、書類の確認がメインのため、事前に連絡を入れました。そのため、中には搬入をストップしている業者もありました。通常のパトロールで立ち上がった時と違い、施設内をきれいにした状態で迎えてくれました。いつもの姿を見たいと思っていたのでちょっと肩すかしを食った感じでしたが、これを機会にいつでも施設内をきれいに維持管理し、地域の住民に開かれた産業廃棄物処理業を目指していただければと思います。